

○財務省告示第二十号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に  
基づき、平成二十一年一月十五日に発行した個人  
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月二十七日

財務大臣 中川 昭一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十三回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	千六百九十八万円 うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債について、額面金額で千九百十二億三千七百三十二万円、特別会計に 関する法律第四十七条の規定に基づき発行する個人向け国債に ついては、額面金額で二千八百 十六億九千九百六十六万円 一 万円
五	最低額面金額	
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額

七 発行日  
 八 発行価格  
 九 利率  
 十 初期利子

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限  
 十三 償還金額  
 十四 払込期日  
 十五 払込場所  
 十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金の特例

額の整数倍の金額によるものと  
 する。平成二十一年一月十五日  
 平成二〇・八〇パーセント  
 平成二十一年七月十五日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるときは  
 、その翌営業日に支払う（以下  
 、次号及び第十二号において規  
 定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.80}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日及び七月十五日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。  
 平成二十六年一月十五日  
 額面金額百円につき百円  
 平成二十一年一月十五日  
 日本銀行の本店又は支店  
 中途換金の買取りは、平成二十  
 三年一月十五日以後において行  
 うこととし、その買取金額は、  
 次の算式により算出した金額と  
 する。

$$\frac{\text{償還金額} + \text{償還利子} + \text{償還手数料}}{100} \times 4$$

前号による取扱いのほか、個人  
 向け国債を有する者（相続税法

（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年一月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十二年七月十五日から平成二十三年一月十五日前までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{償付金額} + \text{償付利率に相当する} \\ & \text{の金額} - (\text{利率に相当する金} \\ & \text{償} \times \frac{80}{100} \times 3 + \text{償付利率に相当} \\ & \text{する金額}) \end{aligned}$$

(二) 平成二十二年一月十五日から平成二十二年七月十五日前までの間の場合

